

## 新型コロナを受けた規制緩和一覧

### 1 タクシーによる飲食品配送

令和2年4月から特例で認められる。特例措置を開始して以降、地域公共交通という重要な役割を担うタクシー事業への影響という観点から、また、タクシーにより食料等を運送するという貨物運送上の安全性の観点からも、一定の条件下においては、大きな問題が生じないことが確認されたところ。

### 2 オンライン診療

初診からオンラインや電話での診療が可能に。過去に受診歴がある又は診療情報提供書等により基礎疾患の情報が把握できている患者については、医師の判断で診断や処方を行う。

### 3 道路占用基準の緩和

歩道を利用した飲食店のテイクアウトやテラス営業が時限的に可能に。仮設であることや清掃の協力などを条件に営業を認め占用料も免除に。

### 4 看護師派遣

新型コロナウイルスワクチンの集団接種に必要な人材確保のため、自治体が設ける接種会場への看護師派遣を令和3年4月に令和4年2月末まで特例的に認める方針。現在は、へき地を除き、医療機関への看護師派遣は原則禁止。